

## 元気アップデイサービス事業について

### ◎内容一覧表

	内容	改正年度
①事業の実施方法	事業所指定	令和2年度
②サービス提供者への支払い方法	国保連経由	令和2年度
③・限度額管理 ・高額介護予防サービス費相当事業 ・給付管理 ・償還給付	対象	令和2年度
④算定単位・報酬 ※1人1回の利用につき ※週2回までの利用を限度とする（加算無し）	<b>■事業費（下記のうち40単位は利用者負担）</b> 令和5年3月提供分まで：280単位 令和6年4月提供分から：304単位 <b>■送迎費片道</b> 令和3年4月提供分から：47単位	令和6年度  令和3年度
⑤利用者負担	1人1回の利用につき400円 (40単位)	令和2年度
⑥対象	要支援1・2、事業対象者かつ、元気アップ対象者チェックリスト（別紙）において元気アップデイサービス相当と判断された方	令和2年度
⑦利用に関する届出	無	令和2年度

#### ① 事業の実施方法

令和元年度（平成31年度）まで、元気アップデイサービスは、都城市から指定を受けた事業所が、1年ごとに委託契約を結び実施していましたが、令和2年度から審査支払事務を国保連合会へ委託したため、総合事業通所介護と同様に国保連合会経由での支払いへと変更となっております。

給付管理の対象となるため、地域包括支援センター（または、委託先の居宅介護支援事業所）へ毎月、利用実績の報告が必要です。（様式は問いませんが、利用日（利用回数）、送迎回数が分かるよう報告してください。）

（書式例）※赤字は記載例

4月分 利用者氏名（ 都城 花子 ）				
通所日数	利用単位 304単位×日数	送迎回数	利用単位 47単位×回数	備考
4日	1216単位	7回	329単位	4/1 体調不良により休み 4/29 家族対応により迎えなし

## ② サービス提供者への支払い方法

令和元年度までは委託契約による直接支払いでしたが、令和2年度から国保連合会経由に変更となっています。

## ③ 限度額管理、高額介護予防サービス費等相当事業、給付管理、償還給付について

令和2年度から、元気アップデイサービスは上記の対象です。

## ④ 算定単位・報酬

令和2年度から、下記のとおりサービスコード及び単価が設定されています。

令和6年度から単価が異なりますので、重要事項説明書及び運営規程に単価が記載されている場合は、修正が必要です。なお、運営規程を修正した場合は、いきいき長寿課へ変更届を提出してください。

### ■ 令和3年4月～

サービスコード		算定項目	算定単位	単位数
A8	1001	元気アップデイサービス	1回につき	280単位
	2001	送迎（片道）	1回につき	47単位

### ■ 令和6年4月～

サービスコード		算定項目	算定単位	単位数
A8	1001	元気アップデイサービス	1回につき	304単位
	2001	送迎（片道）	1回につき	47単位

## ⑤ 利用料

利用料は1回あたり400円です。

## ⑥ 対象者

総合事業通所介護と元気アップデイサービスの区分を明確にするため、令和元年度に実施したアンケート調査結果を基に、元気アップデイサービス対象者のチェックリストを作成しました。元気アップデイサービス利用開始前に、地域包括支援センター職員がチェックリストの確認を行い、総合事業通所介護相当か、もしくは元気アップデイサービス相当かの判断を行います。

## ⑦ 利用に関する届出

元気アップデイサービスの利用をする際や、曜日や事業所の変更等がある際に、市への届出の必要はありません。令和2年度から、「都城市元気アップデイサービスの人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱」が制定されております。内容を確認し、適切な事業運営に御協力ください。